

「石狩市議会基本条例（案）」に対する意見の検討結果

【実施期間】	平成26年12月5日（金）から平成27年1月5日（月）まで		
【担当部局】	議会事務局		
【意見提出者数】	1人		
【意見への対応】	採用	： 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	不採用	： 意見を原案に反映しないもの	3件
	参考	： 原案に盛り込めないが今後の参考とするもの	1件
	その他	： ご意見として伺うもの	1件
	実施済	： 既に実施されているもの	0件
【意見の検討経過】	1月16日：議会改革推進特別委員会において、意見の検討及び検討結果の作成を行った。		

■石狩市議会基本条例に対するパブリックコメントに寄せられた意見と検討結果

NO	寄せられた意見	検討結果	検討内容
1	<p>第4条（4）について</p> <p>「一部の団体及び地域の代表にとどまらず」の記載について、議員は市全体の発展を考えなければならない立場であり、そもそも一部の団体及び地域の代表ということではない。従って、この記載は不必要である。</p> <p>この記載があることによって「木を見て森を見ない議員」が出る可能性がある。</p>	不採用	<p>ご指摘のとおり、議員は全ての市民福祉の増進と市勢発展のため活動しなければなりません。</p> <p>議員は、選挙により選ばれた市民の代表としての立場を常に意識し、議会の構成員として活動する原則の一つとして、「一部の団体及び地域の代表にとどまらず」と明記することに意義があるものと考えます。</p>
2	<p>第6条について</p> <p>市民参加を促すためには、情報の積極的な公開、発信が必要であるが、現状の石狩市議会のHPは例えば北広島市の議会HPと比較しても明らかなように情報量が極めて劣っており、アップも遅い。</p> <p>少なくとも、定例市議会本会議についてはどのような議員がどのような質問をするかを事前にHP上に提供することを明記されたい（横浜市議会基本条例第11条参照）。</p>	参 考	<p>議会の情報公開と広報について、第8条で定めていますが、市民に開かれた議会の実現のためには、多様な情報発信手段を用いて、議会活動に係る積極的な広報に取り組まなければならないと考えています。</p> <p>すでに、本会議・委員会日程は事前にホームページで公表していることから条文化はいたしません。本会議の日程公表のタイミングに合わせ、各議員の質問項目を掲載いたします。</p>
3	<p>第9条について</p> <p>市議会議員の明らかに不見識や不適切な質問については議長の裁量の範囲内において市長の反問権を認め、もって緊張感のある議会とすべきである。</p>	不採用	<p>議会における反問権とは、市長等が議長の許可により、議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、聞き返すことができる権利であると理解しています。</p> <p>市民にわかりやすい質疑応答とするため、第9条第2項で本会議での質疑応答を、一問一答で行うことと定めています。</p>

NO	寄せられた意見	検討結果	検討内容
4	<p>第15条について</p> <p>昨今、地方議員の品位の低下、劣化が問題となっている。</p> <p>他の自治体においては</p> <p>①男性議員が女性議員や女性職員へのセクハラの言動が問題となった事例</p> <p>②自らの選挙支援者の利益のために本会議や委員会での質問が問題となった事例</p> <p>③酒気帯び運転の常習議員</p> <p>④勤務不良職員と結託し、その職員から贈答などの提供を受け、その職員の組織内での不当で自己中心的な不平不満などを本会議等で質問を行い、議会品位を損ねたことが問題となった事例</p> <p>これらの問題は政治倫理条例に記載されている事項以前の問題である。</p> <p>石狩市議会においては、議会内部に議員倫理委員会（外部委員と議員の混成）を設置し、懲戒処分規定の明確化と違反議員の氏名公表など厳格な対応が必要である。</p> <p>少なくとも、議会基本条例中には、議会の品位を汚す議員を放置しないという強い決意を明記されたい。</p>	不採用	<p>昨年来、国会・地方議員のモラル低下により引き起こされた事件が、連日のように報道されている状況は、私どもにとっても非常に憂慮すべき事態であるにとらえています。</p> <p>政治倫理は、選挙で選ばれた市民の代表として公平・公正に行動するため、政治家が持たなければならない最低限の行動規範です。</p> <p>石狩市政治倫理条例では、議員、市長等の行動規範や、政治倫理審査会の設置など厳格に定めており、市民の厳粛な信託を担う議員として常にこれを遵守し、議会の品位をおとしめないよう、議会基本条例において規定したところですが、なにより、議員は政治倫理に反するような行動・言動を行わないことが第一義であり、あってはならないものと考えます。</p> <p>仮に、ご指摘のような事例が発覚した場合には、これまでの例でも、議員個人は、社会的制裁を受けることとなりますが、議会としても市民に十分な説明責任を果たして行かなければならないと考えております。</p>

NO	寄せられた意見	検討結果	検討内容
5	<p>翻案においては「努める」「努めなければならない」と言う文言が全21条中に18箇所もあるが、「努める」とは「努力する」と言うことです。</p> <p>本条例が単に努力義務だけを表明したものであるなら、本条例の意義がどこにあるのか疑問です。</p> <p>既に制定している他自治体の議会基本条例と比較しても石狩市の本条例案は消極的で玉虫色であって、積極的な議会改革や市民との協働のかけらも見受けられないのが残念です。</p> <p>本条例が単に「努力する」だけの骨抜き条例にならないことを祈ります。</p>	その他	<p>本条例の制定目的は、議会と議員の役割を明文化することで、その内容を市民と共有することを通じ、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、また市民福祉の増進と市勢の発展のために取り組む、議会の決意を示すことにあります。</p> <p>したがって、本条例の制定は、石狩市議会が、今後も不断に議会改革の推進を図り、開かれた議会を目指して行くことを理念とし、それを市民に担保する意味で非常に重要であると考えております。</p> <p>また、市民と議会の関係につきましては、第3章に定めており、平成22年から市内各所で議会報告会を開催するなど、先駆的に市民との協働に向けた取り組みを進めてまいりました。</p> <p>今後も、本条例の理念を浸透、共有し、市民の信託に十分に答えられるよう確実に運用してまいります。</p>